

岩手県選挙管理委員会告示第30号

平成25年7月21日執行予定の参議院岩手県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定めた。

平成25年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

平成25年7月4日